

件名	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年1月18日公布・平成28年4月1日施行） 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年2月3日公布・平成28年4月1日施行） 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年2月5日公布・平成28年4月1日施行）

【改正の概要】

障害福祉サービス事業等の指定基準については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、地方自治体が条例で定めることとされているが、県条例の根拠となる障害福祉サービス事業等の基準に関する厚生労働省令が改正されること等に伴い、県条例についても国に準じて改正する。

1 基準該当事業の対象拡大

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険）が障害者に対して提供する通いサービスを、障害者総合支援法に基づく基準該当自立訓練とみなし、当該事業所等の利用定員を、現行の当該事業所等の通いサービスの利用定員の範囲内とする規定等を追加する。

2 児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象の追加

学校教育法の改正により、新たに「義務教育学校」が設けられることに伴い、児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に義務教育学校前期課程を追加する。

3 基準該当事業を行う通所介護事業者の見直し

介護保険法の改正により、基準該当事業を行う通所介護事業者の種別が見直され、地域密着型通所介護事業者が創設されたことから所要の改正を行う。

【改正の対象となる条例】

	条 例 名	改正理由
第1条	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1・2・3
第2条	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1・3

施行日 平成28年4月1日

【その他参考事項】

1 基準該当事業

指定基準の一部を満たしていないものの、当該サービスが必要とされ、かつ、県条例等の基準を満たす場合、市町村の判断でそれらのサービスを特例給付の対象とすることができる制度

2 小規模多機能型居宅介護（根拠法：介護保険法）

居宅又はサービスの拠点で、入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練を行うもの。また、「通いサービス」とは、要介護者をサービスの拠点に通わせて行う当該介護及び機能訓練をいう。

3 児童発達支援センター

障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした施設。